（施工技術検定規則の一部改正）

第二条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

（試験の科目及び基準）

第一条　一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2　建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

（削る）

（令第三十六条の学科）

第二条　令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工管理	（略）
（略）	（略）

（別表）(二)

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	11	一級建設機械施工管理技士
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（別表）(四)

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	111	一級建設機械施工管理技士
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（試験の科目及び基準）

第一条　一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2　建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

（令第三十五条第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二　令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第三十六条の学科）

第二条　令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	（略）
（略）	（略）

（別表）(二)

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	11	一級建設機械施工技士
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（別表）(四)

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	111	一級建設機械施工技士
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）